

【事案 30-92】入院給付金支払請求

・平成 30 年 11 月 27 日 裁定終了

＜事案の概要＞

入院給付金を請求したところ、約款に定める入院には該当しないとして一部期間分が支払われなかつたことを不服として、全期間分の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

急性腰痛症により入院をしたので、平成 15 年 5 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金を請求したところ、一部期間は約款に定める入院に該当しないとして不支払いとされたが、以下の理由により、全期間分の入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 支払対象とならなかつた日以降はコルセットもはずれ、腰痛は軽減傾向にあったものの、10 分程度歩行すると腰痛が起き、足のしびれや、間欠跛行の症状が出るなど、歩行障害が出ていた。
- (2) 本入院は主治医の判断によるものであり、病院の指示に従つていた。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、支払対象とならなかつた期間の入院は、入院給付金の支払理由として約款に定める入院に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 急性腰痛に対する治療としては、入院してベッドで安静にするよりも、痛みに応じて活動を維持する方が有効であるとされているため、本入院が必要であったとはいえない。
- (2) 本入院期間中に施行されたのは、リハビリ、疼痛治療剤の服用、関節内注射等の治療と、血液検査およびMR I の検査であるところ、これらは通院によって実施可能な処置であった。
- (3) 頻繁な外泊・外出にもかかわらず、申立人の症状は本入院から 3 日後には「軽減傾向」になるなど、日数の経過に伴つて次第に改善しており、支払対象とした期間の最終日にはコルセットを外され、片松葉杖なしで歩行できるまで回復していた。以降は長期かつ頻繁な外泊・外出がなされるようになったこと等を踏まえると、そもそも客観的に、常に医師の管理下において治療に専念した事実はなく、かつ、医師による入院治療の必要性や自宅等での治療の困難性もなかつた。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行つた。なお、申立人は事情聴取を希望しなかつたため、事情聴取は実施しなかつた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院の支払対象とならなかつた期間において申立人は常に医師の管理下において治療に専念することを要する状態であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。